

監督段階におけるチェックシート（土木工事）

監督員

工事名											
工事場所											
請負業者名						住所					
当初契約	請負額		契約日		工期	～					
第1回変更契約	請負額		契約日		工期	～					
第2回変更契約	請負額		契約日		工期	～					
第3回変更契約	請負額		契約日		工期	～					
最終契約	請負額		契約日		工期	～					
現場代理人				主任技術者				専任・非専任	監理技術者		

審査項目	細別	把握項目	把握項目	把握時期	適用	把握日等の記録 (上段 確認日) (下段 ○ ×)								備考 指示及び是正の状況	
一般	提出書類	請負代金内訳書	提出書類	契約(変更)締結後14日以内	請負代金額1億円以上又は工期が6ヶ月以上の工事(河川維持工事及び道路維持工事は除く)及び特記仕様書で提出を求めた工事										
		工程表	提出書類	契約(変更)締結後14日以内	請負代金額150万円以上の工事										
		下請負人名簿	提出書類	下請契約締結後遅滞なく	工事を下請負人に施工させる場合										
		現場代理人及び主任(監理)技術者指名(変更)届	提出書類	契約締結後14日以内、又は変更後遅滞なく	現場代理人、主任(監理)技術者、専門技術者を置いた場合										
		主要資材購入先名簿	提出書類	主要資材の購入に先立ち											
		工事履歴報告書	提出書類	毎月7日まで	全工事										

施工体制	施工体制一般	工事実績情報サービス(CORINS)	登録内容確認書	登録・途中変更・竣工・訂正時	請負代金額500万円以上の工事																
		建設業退職金共済制度等	共済証紙の購入状況等報告書又は購入しなかった場合の理由書。	完成前までに	請負代金額300万円以上の工事																
			共済証紙の配布状況を、受払簿等で確認。	適宜※	共済証紙の購入状況等報告書提出の該当工事を対象とする。																
			労災保険関係の掲示物(現場の見やすい場所に掲示されているか)	適宜※																	
			共済制度適用事業主工事現場の標識(現場に掲示しているか)	適宜※	共済証紙の購入状況等報告書提出の該当工事を対象とする。																
	施工体制台帳(概ね月に一回)	現場に備えつけられており、同一のものを提出しているか。	下請契約(変更を含む)締結後	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																	
		台帳に、下請負契約書及び再下請負通知書の写しを添付しているか。	下請契約(変更を含む)締結後	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																	
		台帳に下請負金額を記入しているか。	下請契約(変更を含む)締結後	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																	
	施工体系図(概ね月に一回)	現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示し同一のものを提出しているか。	下請契約(変更を含む)締結後	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																	
		記載の無い業者が作業していないか。	概ね1回/月	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																	
		元請負人がその下請負工事を実質的に関与しているか。	概ね1回/月	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																	
		施工体系図を提出している。	下請契約(変更を含む)締結後	請負代金額1,000万円以上の工事で、下請負契約を締結した場合																	
	建設業許可標識	建設業許可標識を公衆の見えやすい場所に掲示し、監理技術者等を正しく記載している。	施工時1回程度																		
	下請負人	広島県の建設工事入札参加資格者である場合、指名除外又は下請制限期間中でないこと。500万円以上は許可業者であること。	適宜(変更の都度)																		
	配置技術者	現場代理人	現場に常駐している。	概ね1回/月																	
		監督員との連絡調整等を書面で行っている。	適宜※																		

施工体制	配置技術者	専門技術者	専門技術者を選任し配置している。	施工計画時, 適宜(施工体制の変更時)	専門技術者の設置が必要な場合																
		作業主任者	作業主任者を選任し配置している。	施工計画時, 適宜(施工体制の変更時)	労働安全衛生法施行令第6条に該当する工事全て																
		主任(監理)技術者	資格者証の内容を把握した。	着手前, 変更時	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																
			技術者指名届により通知された技術者, 監理技術者資格者証に記載された技術者及び本人が同一である。	着手前, 変更時	1次下請負金額の総額が3,000万円以上の工事																
			営業所の専任技術者と兼務していない。	着手前, 変更時																	
			現場に常駐している。 名札を着用している。	概ね1回/月	請負代金額2,500万円以上の主任技術者, 監理技術者が対象																
			施工計画, 工程, 技術的事項を把握し主体的に係わっている。	適宜※																	
			創意工夫又は提案を持って工事を進めている。	適宜※																	
施工状況	施工管理	設計図書の照査	設計図書の照査を行っている。	着手前 変更時																	
		契約約款第18条関係書類(確認依頼書)		着手前 適宜※																	
	施工計画書	記載内容と現場の施工方法が一致している。	適宜※																		
		記載内容と現場の施工体制が一致している。	適宜※																		
		記載内容が設計図書・現場条件を反映している。	着手前 変更時																		
	工事材料管理	工事材料の確認・資料整理ができています。	適宜※																		
	出来形・品質管理	品質管理確保の対策など施工に関する工夫を 書面で確認できる。	適宜※	特に評価すべき項目がある場合に記録する。																	
		日常の出来形・品質管理が書面で確認できる。	適宜※																		

施工状況	施工管理	イメージアップ	独自の取組み、地域等より評価されるものがある。	適宜※	特に評価すべき項目がある場合に記録する。															
		検査、立会等	監督員の立会にあたり、事前に立会願いを提出している。	適宜※																
			段階確認の時期が適切である。	適宜※																
	工事の着手	工事開始日後30日以内に着手した。	着手時																	
	支給品及び貸与品	受領予定14日前までに品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。	必要の都度																	
	建設副産物・建設廃棄物	産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストの写し	適宜※	産業廃棄物が搬出される工事																
		再生資源利用計画書を提出し工事完了後実施状況を提出した。	施工計画、変更、完成時	土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合																
		再生資源利用促進計画書を提出し工事完了後実施状況を提出した。	施工計画、変更、完成時	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合																
		登録リサイクル製品の使用がなされ、環境部局への使用実績報告を行った。	完成時	設計図書で指定した製品																
		産業廃棄物収集運搬車両への表示と書面の備付けがなされている。	適宜※	産業廃棄物が搬出される工事																
土砂条例対象工事について、農林部局に適切に届出がされている。		完成時	土砂を工事現場から搬出する場合																	
指定建設機械類		指定建設機械(排出ガス対策、低騒音、低振動型)を使用している。	適宜※	設計図書で指定した建設機械																
工程管理	工程管理	フォローアップ等を実施し工程管理を行っている。	適宜※	応急処理、維持工事等で当初の計画が困難なものは除く。																
		現場条件の変更や地元調整を積極的に行い結果を提出した。	適宜※	応急処理、維持工事等で当初の計画が困難なものは除く。																
		作業員の休日の確保を行った記録があり整理されている。	適宜※	応急処理、維持工事等で当初の計画が困難なものは除く。																

施工状況	安全対策	安全活動	災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。	適宜※	労働安全衛生法第15条第1項または第3項により統括安全衛生責任者を選任した工事																		
		店社パトロールを実施し、記録がある。	適宜※	労働安全衛生法第15条第1項または第3項により統括安全衛生責任者を選任した工事																			
		安全訓練等を実施し、記録がある。	適宜※																				
		安全巡視, TBM, KY等を実施し、記録がある。	適宜※																				
		新規入場者教育を実施し、記録がある。	適宜※																				
		過積載防止に取り組んでいる記録がある。	適宜※																				
		使用機械等の点検整備について整理されており、記録がある。	適宜※																				
		重機操作で、誘導員配置や重機と人の分離措置がなされなどの点検記録がある。	適宜※																				
		山留め、仮締切等の設置後の点検・管理の記録がある。	適宜※	該当工種がある場合																			
		足場や支保工完成時や使用中の点検・管理が実施され、記録がある。	適宜※	該当工種がある場合																			
		保安施設等の整理、設置、管理が適切であり、記録がある。	適宜※																				
安全パトロールの指摘事項の処理	指摘や是正事項について、速やかに改善を図り、関係者には是正報告した記録がある。	適宜(指摘があった場合)	指摘があった場合																				
対外関係	関係機関等	関係官公庁等の機関との折衝および調整をした記録がある。	適宜※																				
		住民等との施工上必要な交渉及び苦情対応を適切に行い記録がある。	適宜※																				
		隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。	適宜※	該当する工事がある場合																			

[記録欄]

※表中「適宜※」とある場合の把握頻度は、施工時1回(工期の中頃)並びに完成時に行うことを目安とする。